

広報

JUNE
2003
No.362

たまぎ

Public Information of
TAMAKI TOWN

特集 アスピア玉城
家族連れでにぎわう①

まちの話題.....③
くらしの情報.....⑪
ほのぼのネットワーク.....⑫



特集

好天に恵まれ

アスパピア 玉城

家族連れで
にぎわう



さわやかな青空に
青葉が映えた今年の連休、
たくさんの親子が
アスパピア玉城で
ひとときを過ごしました。

5月3日は早朝から、芝生のふれあい広場でフリーマーケットが開かれ、衣類から日用雑貨まで品数豊富に並べられた商品を手にとって見定める風景が目立ちました。

また、5日には、チビツ子餅まきも開かれ、子どもたちが芝生の上をかけずり回りながら投げられた餅を追いかけて楽しそうでした。

この期間中、ふるさと味工房アグリでは、産直の玉城豚のバーベキュー、豆腐・コンニャク田楽などの店頭販売のほか、とれたての新鮮野菜の



限定販売された行楽弁当

販売や国東山登山マップ付きの行楽弁当も人気を呼んでいました。気分も爽やかにたくさんの方が楽しい連休を過ごしていました。



5日のこどもの日にはチビッコたちの餅まき大会が開かれた



芝生のふれあい広場で開かれたフリーマーケット



村山龍平記念館前の花々

各地区で花々が一段と鮮やかに

会館20周年を迎えた村山龍平記念館前には建物を覆つようにケヤキやツツジが植えられています。

この連休の期間、青空と白壁の会館をバックに、緑の若葉、赤やピンク色のツツジがコントラストよく映えています。

2日から11日まで同会館で開かれていた松田隆生さん(浦町)の「趣味の日本画」

「小品展」を訪れた人たちも足を止め、鮮やかな色合いに目を楽しませていました。



また、久保の千引神社には7株ほどのフジの古木があり、今年も手入れの行き届いた藤棚に、1mほどの花房をつけ、行き交う人々が足を止めていました。



久保の千引神社のフジ

玉城町の合併現況

5町村任意協議会 初会合

スケジュールを確認

玉城町、度会町、多気町、明和町、勢和村の5町村で作る合併研究会は、今年4月任意合併協議会としてスタートし同月17日、勢和村の中央公民館で協議会の初会合を開きました。

会合ではまず会長に中瀬玉城町長が就任し、「新しいまち、理想のまちづくりに一層のご支持をお願いしたい」とあいさつ。合併に向けた協調を呼び掛けました。

この日の議事内容は、合併後のまちづくりの指針となる将来構想を作成するため、各町村住民代表と学識経験者23人で行く「新市まちづくり委員会」や、各町村に置く「地域部会」。また全地域でアンケート調査、シンポジウム

を実施することなどを盛り込んだスケジュールを確認しました。



5月16日開かれた合併問題懇話会

市町村合併について広く住民に意見を聞くため、玉城町では昨年5月、市町村合併問題懇話会を発足させ、これまでに6回の会合を開き意見を聞いてきました。

5 町村任意合併協議会が立ち上がる一方、町では引き続き意見を聴くため、町内各界・各層の代表者や一般公募委員で構成する「玉城町市町村合併問題懇話会（委員29人）」を新たに設置し、5月16日初会合を開きました。

会合に先立ち、辻村助役からこれまでの動きや、現在の任意合併協議会の状況が説明されたほか、合併問題への思いを交え一人ひと

各会の初会合開催される

メンバー新しく

「玉城町市町村合併問題懇話会」発足

り自己紹介が行われました。このあと、会長に山口雅義さん（JA伊勢理事）、副会長に成瀬慶介さん（一般公募）を選びこの日の懇話会がはじまりました。

このなかで、まず懇話会の位置づけとしてまちづくりに対する意見を交わり、自由で活発な議論を交わすことを確認した上で、委員それぞれの意見が述べられました。

また、同委員のうちから4人が5町村で作る任意合併協議会の「新市まちづくり委員会」へ参加していることも紹介され、第2回懇話会で意見を取りまとめた上で、同委員会に各町村の意見が寄せられ、さらに議論されることになっています。

玉城

6

春秋

Mayor's Column



緑の好季節となりました。

「目に青葉 山ほととぎす初経」実感であります。

5月の連休も少し拍子抜けのようでありまして、外出することのない休日でありました。皆様はいかがでありましたか。

城山の紫陽花も咲いてまいりました。町を美しくする条例も制定いただき不法投棄も止めましようと呼びかけてまいりましたボランティア団体のご協力もいただいてまいりました。しかし、まだまだ不法投棄が多い実情であります。

5月30日は「ごみゼロ」と銘打って議会ははじめ、みなさんの奉仕をいただきました。みんなが関心を持ち、少しの注意が町を美しくしていくことと思います。美しいところにはまた花や苗木を植えたいかなるものであります。街角の空き地に花を植えるボランティアのみなさんも大活躍であります。ありがとうございます。

さて、今年からヘリコプターによる農薬散布が中止となります。減農薬食品の時代、米も例外ではありません大変有意義なことではありますが、しかし、稲の害虫や病気はそんななまやさしいものではありません。年によってはイモチ病が大発生とか、かめ虫の異常発生など大変なことになります。また異常気象の場合にも薬剤は必要であります。消費者のみなさんに安心していただける米作りのため、いよいよ知恵が必要になります。米の全自由化も近いと思えます。輸入米のことも気掛かりでありますし、大変であります。

玉城町の1,300haの水田をどう守って行くのか、役場としても農地流動化対策や稲作づくり協業化を真剣に考えるなかで農業者高齢化も悩みであります。勝田農事実行組合や法人化された茶屋農事組合もうまく取り組みをされています。地域で本気で話し合う時代になったと存じます。

今、水田では青田がすくすくと緑を増やしており、素晴らしい玉城の風景であります。希望のある大局的な議論をしたいものであります。

平成15年5月16日 公室にて

玉城町長

中瀬 信一

老人クラブ囲碁愛好者ら

碁盤囲み親睦深める

町老人クラブ連合会囲碁部（尾崎幸滋部長）では、平成10年以来毎年大会を開き、今年も4月28日、保健福祉会館で碁盤を囲み対局を楽しみました。

大会には、13人が参加。次の方々が優秀な成績をおさめました。

優勝 浜田 光雄（魚町）
 準優勝 下村精一郎（萱町）
 3位 加納 秀郎（岡村）

（敬称略）

また、同囲碁部では毎月第2・4月曜日、保健福祉会館で親睦囲碁を楽しんでいます。興味のある人はお出かけください。



烏鷲を競う老人クラブ囲碁愛好者

小学生が泥まみれで田植え体験



5月1日・2日の両日、町内の各小学校では農家の協力を得て、田植えの体験学習が行われました。

この体験は総合学習の一環で行われたもので、2日に行われた有田小学校の学習では、学校近くの田んぼに5・6年生44人が出かけ、小林清彦さん（夫妻（下玉川）の指導で、足や手を泥だらけに悪戦苦闘しながら体験していました。



小林さんから説明を受ける有田小学校児童

児童は、幅10m、長さ50mほどの田んぼに1列に並び、小林さんが両端で田植え綱をまっすぐ張り、合図で後退しながら慣れない手つきで植えていました。

素足で水田に入った児童らは、「足の裏が痛い」「足が抜けない」と大はしゃぎしながら疲れをみせず、あつという間に田植えを終えました。

今秋には、刈り取りの体験も行い、給食でおにぎりにして食べることにしているとのことでした。

保育所のいろいろな活動と遊び



こいのぼり

田丸保育所

子どもたちの成長を願って保育所でも毎日こいのぼりをあげています。大空を悠々と元気に泳ぐこいのぼり。そんなこいのぼりに負けないようにと4月21日に年長組が自分たちのこいのぼりを作りました。

『こいのぼりにも背びれや腹びれがある』と発見した子どもたちは包装紙や折り紙、クレパスなどを使い、丸や四角のかわいいひれをつけました。2枚重ねのつこも素敵でした。

ひとつ一つは小さいけれどみんなのを合わせたらこんなに大きいこいのぼりになりました。



「あくしゅでこんにちは」の曲に合わせて踊り、楽しいひと時を過ごしました。

保育所で行われた活動や遊びをご紹介します。

町保育所

歓迎会

下外城田保育所

未満児11名、幼児16名の新人児を迎え、全員で91名で、平成15年度がスタートしました。4月当初は泣いていた子どもたちも今ではすっかり保育所になれました。そこで新しい友達と仲良くしたいと4月25日に歓迎会を開きました。

年長組から手作りの動物の面をもらったり、年中組さんに手遊びを教えてもらったりし、子どもたちは嬉しそうでした。

みんなで体操をした後、お兄ちゃんお姉ちゃん、近所の友達に手をつないでもらい

北村きみよさんから、町社会福祉協議会に2万円が寄せられました。

吉田小ふでさん(すみれ団地)から、ケアハイツ玉城にお手玉120個をお寄せいただきました。

玉城健康教室様から、福祉事業寄付金にと5万円が寄せられました。

玉城町の情報公開制度

平成14年度請求件数は昨年度の2・3倍の159件に

第1号様式(第2条関係)
公文書公開請求書

玉城町長 様
請求者(〒)
住 居
氏 名
法人その他の団体にあっては、主たる事務所の名称及び所在地並びに代表者の氏名
電話番号

玉城町情報公開条例第6条の規定により、次のとおり公文書の公開を請求します。
知りたいと思ふ事項の概要を具体的に記入してください。

公開を請求する公文書の内容	公開の方法
1 町内に住所を有する者の団体 2 町内に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体 3 町内に所在する事務所又は事業所に勤務する者 4 町内に所在する学校に在学する者 5 実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの 6 その他()	1 町内に住所を有する者 2 町内に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体 3 町内に所在する事務所又は事業所に勤務する者 4 町内に所在する学校に在学する者 5 実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの 6 その他()

注 1 各欄に必要事項を記入してください。
2 番号は、該当するものを全て記入してください。
3 利害関係の内容は、できるだけ具体的に記入してください。

公文書公開請求書

玉城町では、平成12年4月から新たな情報公開制度により広く情報を公開しています。今月号では、平成14年度(平成14年4月～平成15年3月)1年間に請求を受けた主な内容をお知らせします。

入札関係請求がトップで109件の請求を公開

請求状況を実施機関別に見ると、町長宛が153件、農業委員会宛が6件となっています。

これを請求内容別に見ると、大きく6種類に分けられ、入札結果・仕様書などの閲覧を求める請求が109件で全体の68・6%を占め、次いで議会議決後の予算書等の閲覧が32件で20・1%、区長名簿等の閲覧請求が7件で4・4%のほか、農業委員会等に申請された書類関係の公開請求、会議録、市町村合併懇談会の質疑内容の公開を求める請求などがありました。

なお、農業委員会への申請

書類および会議録の公開請求では、表記された氏名を個人情報として部分公開としました。

個人情報保護制度では23件を目的外利用の許可

町の個人情報保護条例に基づき、平成14年度中に開示請求はありませんでしたが、業務において住民基本台帳上の情報や課税情報などを、関連するチームまた機関に目的外利用する際の届出許可が必要となることから、この件数が23件ありました。

具体的には、新年度入學予定者の調査、新成人名簿作成のためなど、住民基本台帳からデータを2次利用するものが20件、福祉医療費助成対象者の所得額の確認、農地台帳の整備のための固定資産税データの利用など、税情報の利用が3件となっています。

情報公開で公正でわかりやすいまちづくりの推進

この制度は、町の保有する情報の一層の公開を図り、その情報を町民と共有することによって、町政に対する理解と信頼を確かなものとし、町と町民の協働による、公正でわかりやすいまちづくりを推進していくこととするものです。

町の情報で知りたいものがあれば、お気軽に役場2階総務チームへお申し出ください。どなたでもご利用いただけます。なお、手数料は無料ですが、写しの交付(コピー)は、A4用紙換算で1枚あたり20円をいただきます。

情報公開、個人情報保護制度について詳しくお知りになりたい方は、町総務チーム ☎(58)8200へお問い合わせください。

行政サービスを 重要な税です

市町村の行政機関が仕事を行うためのお金の収支を財政といいます。収入は大きく4つに区分することができます。

町民のみなさんに納めていただく市町村民税、国や都道府県から市町村の行う仕事に対して出される国・県支出金、どの市町村も一定の水準の仕事ができるよう国税の一部が配分される地方交付税、また借入金の方債などがあります。

このうち、市町村民税の内訳において「固定資産税」は約45%

土地の課税のしくみは？

Q 固定資産税(土地)の課税とは

A 国が指示する固定資産評価基準によって、地目別に定められた評価方法により評価し、その年の1月1日(賦課期日)の現況の地目により所有者に課税されます。土地の他家屋、償却資産も同様に所有者に課税されます。

* 土地・家屋・償却資産それぞれ固定資産の課税標準額の合計額が、土地30万円未満、家屋20万円未満、償却資産150万円未満の場合は課税されません。

Q 突然今年から土地に税金がかかってきた！なぜ？

A 地域や土地によって評価額に対する税負担に格差がある(例えば同じ評価額の土地があっても実際の税額が異なる)のは、税負担の公正の観点から問題が生じます。そのため、平成9年度以降、負担水準(評価額に対する前年度課税標準額の割合)の均衡化を重視することを基本的な考え方とした調整措置が講じられてきました。本年度以降もこれを促進する措置が講

を占め、他の税金と共に行政サービスを提供するための重要な基幹税目としてその役割を果たしています。

今月号では、固定資産税の土地の課税のしくみとすでに納付書もお手元に届き、第1期の納期も終わり、特にお問い合わせの多かった宅地の税負担の調整措置にポイントをあて説明します。

(来月号では「住宅用地の特例措置」について詳しく説明します)

宅地の評価水準はどくなっているの？

Q 負担水準のばらつきの原因は？

A 昭和60年代のいわゆるバブル期には、急激な地価高騰により固定資産税における評価額と地価公示価格との関係からみて地域的にかんがりの不均衡が生じていました。このため、平成6年度の評価替えにおいて、全国まちまちに評価していた宅地の評価水準は全国一律に地価公示価格の7割を目途とすることとされました。この結果、評価額は玉城町で5倍から7倍に上昇しました。(全国平均で4倍)これにより、全国各地域のそれまでの評価水準の状況を反映して、各市町村の宅地の評価額の上昇割合にばらつきが生じる結果となった訳です。

一方、この評価替えによって税負担が急増しないようにするため、課税標準額をなだらかに上昇させる負担調整措置が講じられました。

この結果、評価額と課税標準額との間に大きな開きが生じるとともに、評価替えによる評価額の上昇が大きかった土地ほど負担水準(評価額に対する課税標準額の割合)が低いという状況になりました。これが「負担水準のばらつき」となったわけです。



具体的な税額計算について詳しくお知りになりたい人は、税務住民チーム☎(58)8201へお問い合わせください。

固定資産税は 提供するための

じられており、宅地の税負担は調整措置により毎年、土地の課税標準額がなだらかに上昇するため、課税標準額が30万円を超えるとその年から納税が発生してくるわけです。

Q 地価が下がっているのに土地の税額が上がってくるのはなぜ？

A 負担水準の調整措置によって、負担水準が高い土地は税負担を引き下げたり、据え置いたりする一方、負担水準が低い土地はなだらかに税負担を引き上げていくしくみとなります。

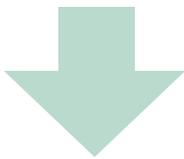
したがって、税額が上がっているのは地価の動向に関わりなくすべての土地の税額が上がっているわけではなく、負担水準が低い土地に限られています。(ただし、地価が上昇している場合を除きます)

このように、現在は税負担の公平を図るために、そのばらつきを是正している過程にあることから、税負担の動きと地価動向とが一致しない場合、つまり地価が下落していても税額が上がるといった場合が生じているわけです。

以上の説明のとおり、評価額が下がっても税額が上がってくるのはご理解いただけでしょうか？

全国どこでも、同じ評価額の土地であれば同じ税額を負担するというのが税の公平の観点から重要であり、今後においても、負担水準の均衡化に向けた措置を講ずることにより、できるだけ早く全国的な負担水準のばらつきを解消することが必要です。このことは固定資産税をより透明で分かりやすい制度とすることにもつながるものです。

いつまで
調整していく
のですか？



課税標準額が評価額の7割に達するまでです。

ただし、専用住宅(専ら人の居住の用に供する家屋)の敷地の用に供されている土地の場合は、「住宅用地に対する課税標準の特例措置」があります。本来の課税標準額を算出するには特例前の課税標準額に戻す必要があります。したがって住宅用地の場合、この特例前の課税標準額が評価額の7割に達するまで調整措置が続きます。

さらに、平成4年度以降、全国的に地価の下落が始まり、地価の下落が大きい土地、すなわち負担水準の分母となる評価額が大きく下がった土地ほど負担水準が高くなるという傾向が生じました。しかし、地価の下落の程度は土地ごと、地域ごとに異なっていたため、負担水準のばらつきが拡大し、ますます税の負担の公平化を欠く結果をもたらしてしまいました。

しかしながら、直ちに負担水準の均衡化を図ろうとした場合、均衡化すべき水準の設定いかんによっては、税負担が大幅に急増する土地も生じてしまうことや、市町村によっては大幅な減収となるなどの問題があることから、負担水準の均衡化は納税者の税負担への配慮や市町村財政への影響なども勘案しながら進めていく必要があります。

用語メモ

●課税標準額(1)

「固定資産税評価額」は国が定めた「固定資産評価基準」に基づいて市町村が決定します。評価額は、土地については公示価格の70%がめどです。

評価額は原則として3年ごとに見直し、評価替えが行われます。今回の評価替えは平成15年です。

前回の同選挙と比べ 若年層の投票率さらにアップ!

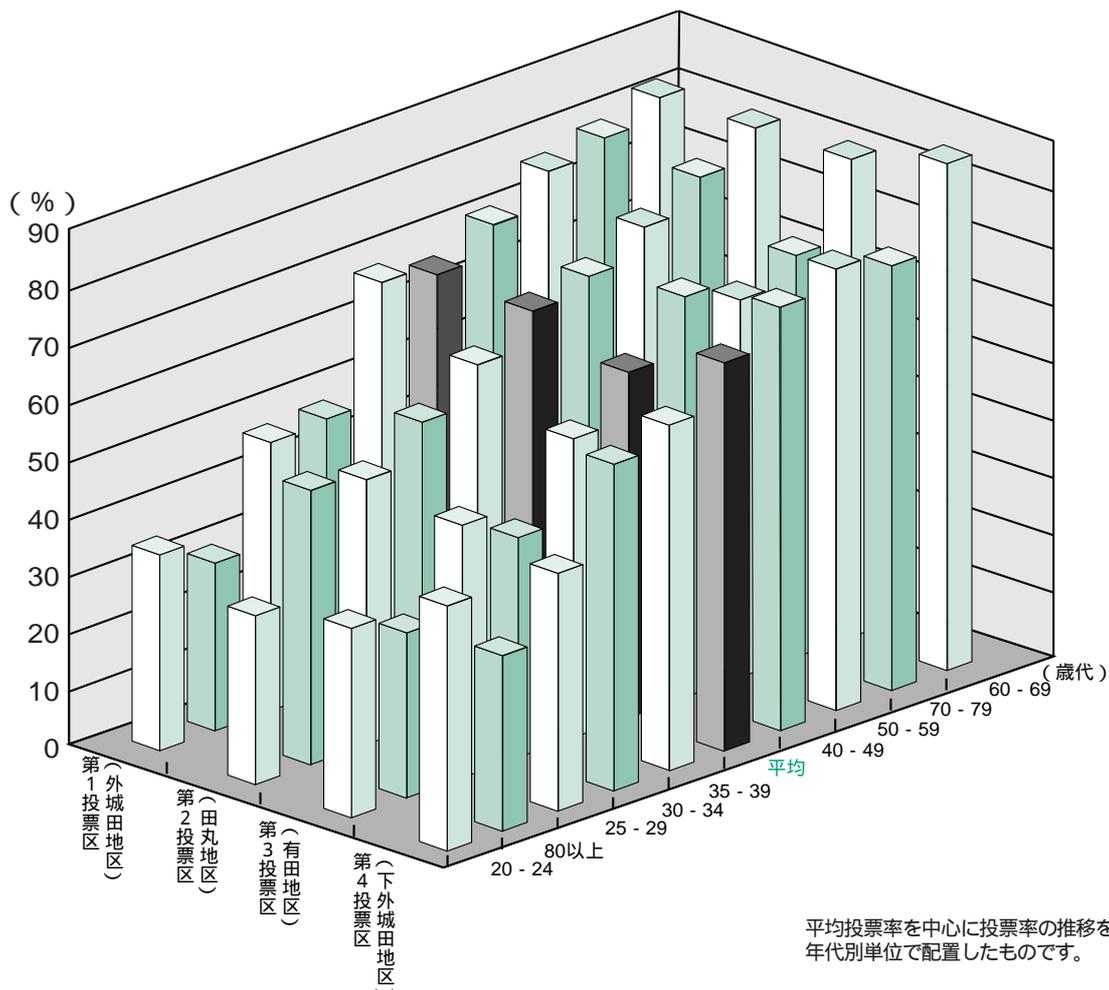
県知事・議会選挙結果

今年は統一地方選挙の年にあたり、4月13日には三重県知事・三重県議会議員選挙が行われました。みなさんは投票に行かれましたか。

選挙は国民一人ひとりが政治に参加するための最も大切な機会です。しかし、全国的な傾向にもある若年層の投票率の低さは当町でも例外ではなく、20歳前半ともなると3人に1人しか投票に行っていないというのが現状です。

この数値を前回4年前の同選挙と比べると、
 20～24歳 35.99 42.99 + 7ポイント
 25～29歳 29.41 31.96 + 2.5ポイント
 となっています。今回の投票率61.8%と前回の57.9%を比べると4ポイントアップしていますが、これも要因の一つにつながっていると思われます。今年の9月には町議会議員選挙もひかえています。あなたの一票を無駄にせずみんなで政治に参加しましょう。

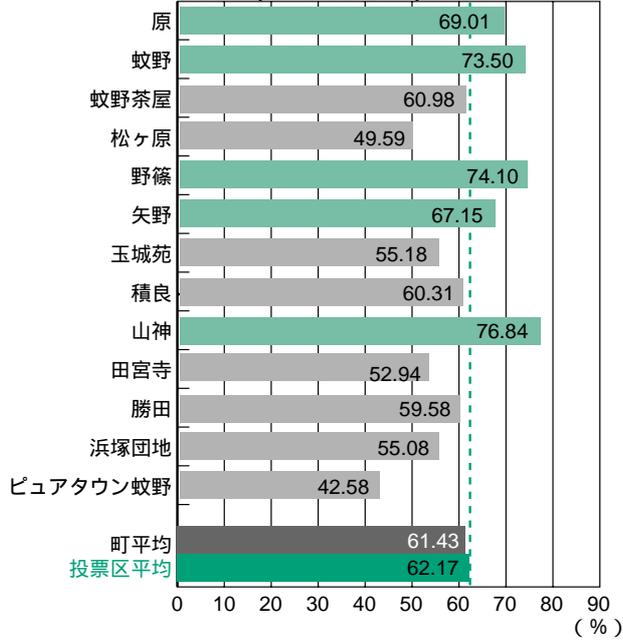
今回の選挙結果を、年代別の投票率と地区別の投票率をグラフにまとめてみましたのでご紹介します。
 なお、掲載のデータは三重県知事選挙のものです。



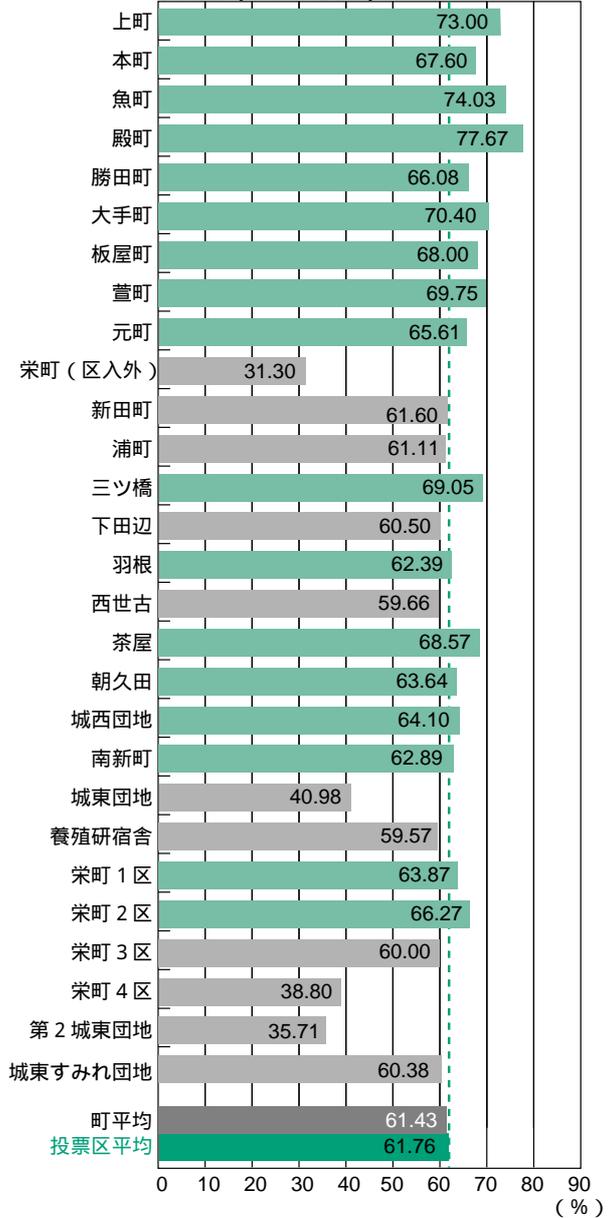
平均投票率を中心に投票率の推移を年代別単位で配置したものです。

地区別投票率

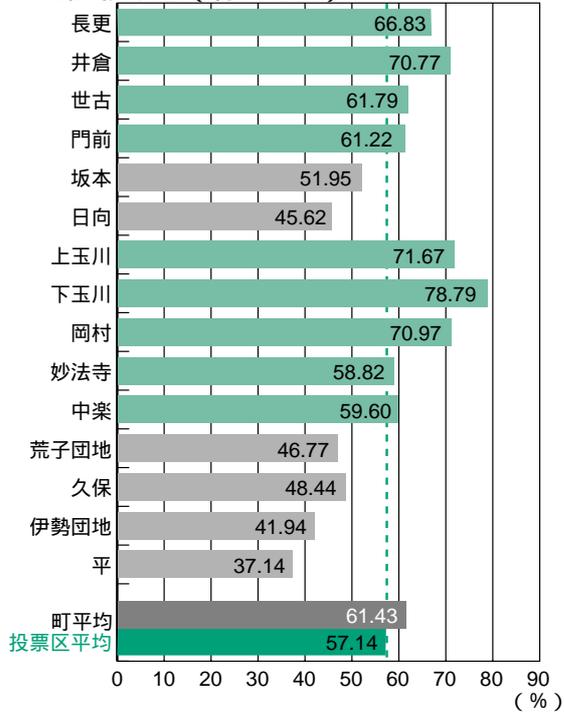
第1投票区（外城田地区）



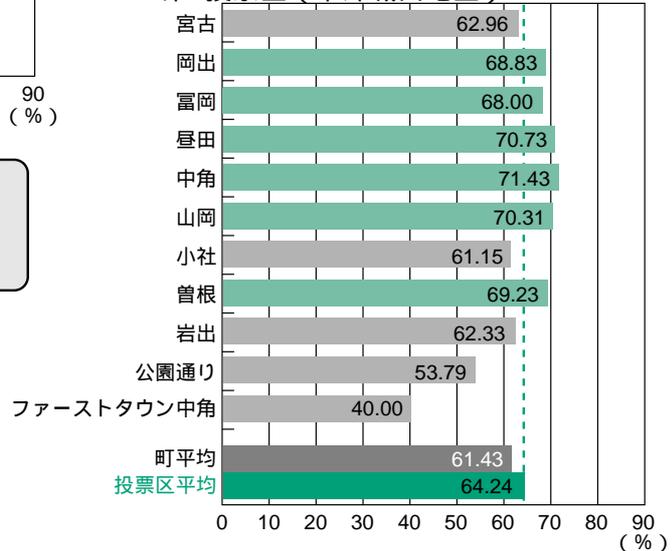
第2投票区（田丸地区）



第3投票区（有田地区）



第4投票区（下外城田地区）



■ 平均以上
■ 平均以下
--- 投票区平均ライン
■ 町平均

町平均投票率
 61.43%

「玉城おはなしキャラバン」6月の予定

- 【6月4日】田丸地区 城東団地公民館
 - 【6月11日】外城田地区 矢野公民館
 - 【6月18日】下外城田地区 宮古公民館
 - 【6月25日】有田地区 妙法寺公民館
- 時間はいずれも午後4時30分～5時

詳しくは、ボランティア代表の飯田啓子さん
☎(58)4600へお尋ねください。



はな はな おはなし会

絵本や紙芝居の読み語り、手遊びなどを行っています。
読み手は現役ママたち！絵本のこと、育児のこと、いろいろお話しませんか！？

<6月のおはなし会>

- 日時 6月17日(火) 毎月第3火曜日
午前10時30分～11時30分
- 場所 町保健福祉会館 研修室
- 日時 6月27日(金) 毎月第4金曜日
午前10時30分～11時30分
- 場所 町さくら児童館

詳しくは、玉城町ボランティアセンター☎(58)6915へお問い合わせください。

指定給水装置工事事業者の追加

町上下水道チーム ☎(58)8207

本年4月30日までに下記工事事業者を新たに指定しましたのでお知らせします。

指定事業者名	住 所	☎
カドヤ設備	伊勢市中島2丁目4-7	0596-23-3410
(有)松阪管工業	松阪市上川町3461番地の62	0598-28-7433
松井総業	明和町葦村472番地115	0596-52-2213

町立保育所の園庭開放のお知らせ

- 日時 6月18日 第3水曜日 午前中
- 場所 各町立保育所
- 対象 家庭で保育している乳幼児とその保護者
- お問い合わせ 各町立保育所をお願いします

『児童手当現況届』6月30日(月)までに提出してください

町生活福祉チーム ☎(58)8203

義務教育就学前(6歳到達後最初の年度末)の児童を養育されている人は、児童手当を受けていただくことができます。

この手当を受給するには申請をしなければなりません。該当すると思われる人は申請手続きをしてください。(ただし、所得制限により支給できない場合があります。)

また、これまで手当を受給している人は、毎年6月中に「児童手当現況届」を提出していただくことになっています。この届は、毎年6月1日における状況を記載し、手当を引き続き受給する要件が満たされているかを確認するためのものです。届け出がないと、6月分以降の手当が受給できなくなりますのでご注意ください。

現在受給されている人に6月中旬現況届をお送りし

ますので提出してください。なお、以前要件が満たされず、今回受給資格があると思われる人は、早急に町生活福祉チームで手続きを行ってください。

【現況届に必要な添付書類】

- 年金加入証明書または申立書(受給者がサラリーマン等である場合に提出)
 - 前住所地の市区町村長が発行する児童手当用所得証明書(平成15年1月1日以降に転入された人は提出)
- このほか、必要に応じて提出する書類があります。

【支給額】

- 第1子 5000円
- 第2子 5000円
- 第3子以降1人につき1万円

【支給日】 2月・6月・10月

詳しくは町生活福祉チームへお問い合わせください。

扶養親族等の数	所得制限限度額(万円)
0人	301.0
1人	339.0
2人	377.0
3人	415.0
4人	453.0
5人	491.0

平成14年度
所得制限限度額

扶養親族等の数	所得制限限度額(万円)
0人	460.0
1人	498.0
2人	536.0
3人	574.0
4人	612.0
5人	650.0

厚生年金などの加入者の場合、
特例により左の限度額が適用されます

注1) 所得税法に規定する老人控除対象配偶者または老人扶養親族がある者についての限度額(所得額ベース)は上記の額に当該老人控除対象配偶者または老人扶養親族1人につき6万円を加算した額。
注2) 扶養親族等の数が6人以上の場合の限度額(所得額ベース)は、1人につき38万円(扶養親族等が老人控除対象配偶者又は老人扶養親族であるときは44万円)を加算した額

6 ぐらしの 情報

[町内版①]



— 六十六部と大乘妙典 —

矢野墓地六地蔵の傍らに、幅29cm高さ69cmの石塔がある。正面に「大乘妙典六十六部日本回国・四国西国秩父坂東伊勢巡礼」、右側に「天下泰平享保二十乙卯八月十九日」、左側に「国家安全・矢野村大西吉良大夫六十九才・・・」と刻まれている。

私は初めてこの碑に接したとき胸を打たれた。69歳の老人が書き写した経文を霊場に納めてまわる回国巡礼となり、天下泰平と国家の安全を祈って一年半、一步一步ひたすら世直しを願ひ続けて西国・東国・伊勢回国を果たした記念碑である。享保17年は大飢饉にみまわれ多くの人が餓死した年であった。

大乘妙典は法華経・般若経・華嚴経など、人間を成仏に導く仏典とされ、自分のためだけでなく広く人々のために祈りを捧げた廻国聖(ひじり)にふさわしい経文であった。大西老人は享保の大飢饉のあと、18年に矢野村を出発して二千数百里の旅を果たしたのであった。

上田辺墓地横のはせ街道に沿って、旅人の安全と街道の無事を祈って人柱にたったという正念塚がある。石段上の碑の正面に「奉供養大乘妙典日本回国六十六部」とあり、今も香華がたえない。

このほか、中角の廃寺跡の地蔵堂、積良の廃寺法持寺、小社法泉寺などにも供養碑がみられる。

金子延夫著 玉城町史第三巻より抜書

保育士の登録

町生活福祉チーム ☎(58)8203

児童福祉法の改正により、保育士の資格が法定化されます。都道府県の保育士登録簿に登録しないと、平成18年11月28日以降は保育士の名称を使用し、就業することができなくなります。

登録申請の受付は、本年5月から始まりましたが、保育士となる資格を有する人はいつでも登録することができます。

登録の手引き(申請書)は、町生活福祉チームまたは、次の登録事務処理センターで入手してください。

登録に関する問い合わせ先

登録事務処理センター

登録案内専用電話 ☎0120・041943

(祝日を除く月～金の10時～18時)

音声案内(終日)

☎03(5485)3133

または、町生活福祉チーム

偶数月 第2火曜日は 司法書士による無料法律相談を開催

町生活福祉チーム ☎(58)8203

6月10日(火)午後2時から4時まで町内の司法書士による無料法律相談を町保健福祉会館で開催します。相談を希望される方は、町生活福祉チームまでお申込ください。

【相談内容】

- ・相続・贈与・売買による所有権移転
- ・担保権の設定・抹消等の不動産登記
- ・法人に関する登記・訴え・調停・訴訟等の裁判所提出書類に関するもの
- ・成年後見制度に関するもの
- ・その他身近な相談 など

司法書士による無料法律相談についてのお問い合わせは、町生活福祉チーム、または保健福祉会館 ☎(58)8000まで



保健師だより

町保健福祉会館 ☎(58)8000

●みんなで子どもの歯をまもろう

シリーズ 代用甘味料でむし歯予防!

砂糖がむし歯の原因になることはみなさんよく知っていますよね。砂糖は体にとって大事な栄養素ですが、歯にとっては困ったもの。特に気をつけたいのが、おやつ。今回は、むし歯になりにくいおやつについてお話しします。

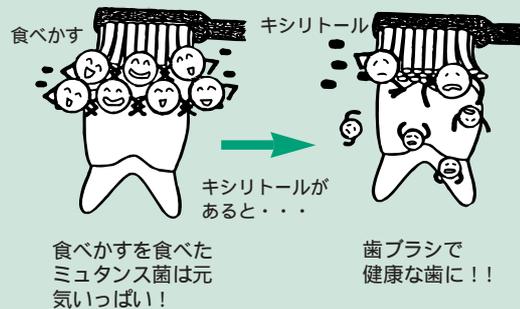
代用甘味料って何?

砂糖の長所を生かし、短所を補った砂糖に代わる甘味料のことを代用甘味料といいます。砂糖に比べ、むし歯になりにくいのが特徴です。代用甘味料には、キシリトールやパラチノース・オリゴ糖など、むし歯予防に効果があるものがあります。その中でもよく耳にするキシリトールは、ガムやタブレットなどに含まれています。

キシリトールの効果は?

1. むし歯の原因となるミュータンス菌を減少させ、歯を溶かす酸の生成を抑制します。
 2. キシリトールの甘さにより、だ液の出をよくします。
 3. 歯の表面についたネバネバした「プラーク」をさらさらした性質に変えてくれ、歯ブラシで落ちやすくなります。
- * むし歯抑制には、キシリトール100%のガムやタブレットを食後に摂取することが効果的です。

但し、キシリトール入りでも、砂糖と一緒に入っていたら効果はありませんので、気をつけて!



おやつはどうやって選ぶ?

3歳以降はおやつでのむし歯が増えてきます。粘着力があり、甘味の多いもの(キャラメル・あめ・チョコレート・ようかん・ビスケット・クッキーなど)はむし歯になりやすいため、おやつを選ぶときは砂糖や水あめではなく代用甘味料が使用されているものを選びましょう。また、ドライフルーツや乾物も歯によいおやつです。むし歯になりにくいことが証明されている食品には左下のマークが示されています。おやつを買う際にちょっと意識してみてください。

ひとくちメモ

ノンシュガーとシュガーレスの表示にも注意して!

ノンシュガー：砂糖は含まれていないものの、ブドウ糖や水あめなど、酸を発生させる成分が含まれています。

シュガーレス：砂糖やブドウ糖は含まれていず、代用甘味料が使用されています。ほとんど酸を発生しません。



代用甘味料は歯みがきいらず!?

代用甘味料は決してむし歯を治すものではありません。フッ素塗布やフッ素入り歯みがき剤の使用、歯科医による定期健診、規則的な食生活に追加して、代用甘味料を利用することでむし歯を予防することができるのです。代用甘味料に頼りすぎるのではなく、上手に利用しましょう。

6くらしの情報

[町内版②]

スズメバチにご注意ください

町生活福祉チーム ☎(58)8203

昨年、前川嘉次さん（西世古）宅の垣根にスズメバチが営巣し、駆除されたものを拝見しました。大きさは約40cmで丸形でした。



スズメバチは毎年、6月から7月にかけて働きバチが羽化するようになると、女王バチは産卵に専念するため巣は急速に大きくなります。

秋にオスと新女王が出現し新女王のみが朽ち、木の中や土の中で越冬します。これが1年のサイクルです。

この期間に、危害が加わるとスズメバチは攻撃に転じます。スズメバチの毒針はミツバチのように人を刺しても抜けることはなく、毒のある限り何度でも刺すことができます。また、毒針は産卵管が変化したもので、刺すのはメスだけです。

ただ、冬にはハチは死に絶えて巣は空になります。空になった巣は翌年再利用されることはありません。

もし、刺されたら・・・

ハチに刺されないようにいくら注意していても、不幸にして被害にあうことも少なくありません。もしもハチに刺されてしまったら、落ち着いて次のように行動してください。

速やかに巣から離れてください。

（スズメバチが追いかけてくる距離は種により異なりますが、概ね10m～50m程度です。）

傷口を流水(水道水など)でよく洗い流し、手で毒液を絞り出すようにします。毒を薄める効果(水溶性のタンパク質が水に溶ける)と傷口を冷やす効果が期待できます。患部に虫刺されの薬(抗ヒスタミン軟膏)を塗ります。アンモニアは全く効果がありませんので注意してください。

以上の処置を施した後、できるだけ速やかに医師の診察を受けることをお奨めします

また、駆除は個人で行わず、専門業者に行ってもらってください。

「介護相談員」サービス利用者相談日

町生活福祉チーム ☎(58)8203

【相談日】

- 6月5日(木) 社会福祉協議会(保健福祉会館)
- 12日(木) 介護老人保健施設(弘樹苑)
- 19日(木) 介護老人保健施設(ケアハイツ玉城)
- 25日(水) 介護老人保健施設(弘樹苑)
- 26日(木) 介護老人福祉施設(はなのその)

いずれも午後1時30分～4時

【介護相談員】

下村 久 大喜多 逸子
谷口 恵津子 大西 道子
詳しくは町生活福祉チームまでお問い合わせください。

ヘリコプターによる農薬空中散布を中止

JA伊勢玉城支店経済部経済課 ☎(58)9292
町産業建設チーム ☎(58)8205

玉城町農林航空事業連絡協議会では、平成15年度の農薬空中散布事業を中止することを決めました。

これまで長年実施してきました農薬空中散布は、農薬取締法の改正等により飛散防止対策が強化されたことを受け、またこれまで県内の実施市町村でも全面的に中止することを決めたことから、当町でも中止することにしました。

なお、今後の水稻病虫害駆除については、個人駆除となりますが、生産農家のみなさんには必ず農薬の使用基準を守って防除をお願いします。

詳しくは、JA伊勢玉城支店経済部経済課あるいは町産業建設チームへお問い合わせください。



今年から中止されるヘリコプターによる空中散布

身体の不自由な人ご相談ください 巡回相談を開催

町生活福祉チーム ☎(58)8203

身体に障害を持ちながら障害手帳の交付を受けていない、またすでに交付されているが障害の程度に変更が見られるなど、さまざまな観点から総合的に相談をお受けする巡回相談を開催します。

日時 7月3日(木)

受付時間は午後1時～2時

医師による診断は午後2時～4時

場所 町保健福祉会館

対象者 肢体不自由者、聴覚障害者

相談内容

- ・身体障害者手帳交付要否判定
- ・障害者等級変更の診断および補装具の交付要否判定
- ・身体障害者の一般更生相談

申し込み

準備の都合上、診査を希望される方は事前に町生活福祉チームまで予約をお願いします。

医療と福祉について一緒に 考えてみませんか

三重県医療ソーシャルワーカー ☎(27)5816

三重県医療ソーシャルワーカー協会では、一昨年から年1回のペースで「ともに考える医療と福祉」をテーマに医療従事者や利用者、その家族以外に一般の方々も含めて医療と福祉の現状やあるべき姿を考えていこうと大会を開催しています。

今年の大会は、下記のとおりです。ご参加ください。

日時 6月21日(土)

午後1時30分～4時30分

場所 伊勢市生涯学習センター いせトピア

内容 講演「命の一滴」 全国骨髄バンク推進連絡協議会 副会長：大谷貴子さん

ほか、コンサートを実施します。

入場料 無料。ただし、申し込みが必要です。

詳しくは、三重県医療ソーシャルワーカー(山田赤十字病院内)へお問い合わせください。

下水道排水設備工事責任技術者試験 のお知らせ

県下水道公社 雲出川左岸浄化センター
☎059(235)2030

(財)県下水道公社では、次のように下水道排水設備工事責任技術者試験を実施します。

実施日時 11月12日(水) 午後1時から

場所 メッセウイング・みえ

受験資格 平成15年11月12日で満20歳以上で、排水設備工事または排水設備以外の下水道工事あるいは水道工事の設計または施工に関し受験申込日現在で2年(24カ月)以上の実務経験を有する人

試験方法 筆記試験

下水道の一般知識に関すること

排水設備の法律的知識に関すること

排水設備の設計、施工及び維持管理の技術的知識に関すること

排水設備の新設、増設、改築及び撤去工事に係る事務手続き等に関すること

手数料 受験料3,000円のほか、合格者で責任技術者証の必要な人は、交付手数料3,000円が必要です。

申込み期間 7月1日(火)～7月11日(金)

(当日消印有効)

提出先 〒514-0301 津市雲出鋼管町52-5

(財)三重県下水道公社 雲出川左岸浄化センター
排水設備担当宛

その他 10月8日(水)メッセウイング・みえで受験講習会が予定されています。(手数料が必要です。)

申込書備え付け場所、受験講習会等のお問い合わせ先
県下水道公社のほか町上下水道チーム☎(58)8207へ

浄化槽法定検査実施のお知らせ

(社)三重県水質保全協会 ☎059(236)0010

浄化槽の使用に際しては、法律で保守点検・清掃を適正に行うとともに浄化槽が適正に機能しているかどうか調べる浄化槽法第11条に規定されている定期検査(法定検査)の受検が義務付けられています。

また、検査は第三者である公益法人が実施し、三重県では社団法人三重県水質保全協会が県知事の指定を受け、県下全域を実施します。

6月以降、水質保全協会から検査のご案内通知が發送されますので法定検査の受検をお願いします。

詳しくは、社団法人 三重県水質保全協会へお問い合わせください。

6くらしの情報

[町内版③ 広域版①]

玉城町の老人医療費（老人保健制度）

町生活福祉チーム ☎(58)8203

老人医療の対象は・・・

老人保健法に基づく老人医療の受給は、年齢が75歳以上（昭和7年9月30日以前出生の方を含みます）か、65歳以上で重度の障害のある人が対象となります。

受給手続きは申請によるもので、住所・氏名、健康保険加入資格等の届出が必要です。

また、住所、健康保険加入資格等に変更があった場合も届出が必要です。

増え続ける老人医療費（平成13年度）

老人医療の負担割合は、本人の一部負担を除いて保険者が7割、国が2割、県と町で1割となっています。老人医療費の増加要因は、老人の長寿化と、70歳到達者が毎年増えていることによる医療受給者数の増加と、受診率が高く、病気が慢性化し入院も長期にわたりやすいことにあります。

玉城町の老人医療費の状況は別表1のとおりです。

医療費自己負担額と高額医療費

老人医療の受給を受けている方の窓口負担が、平成14年10月診療分から、世帯の所得状況によって1割または2割の負担に変更となりました。ただし、負担が重くなりすぎないように1カ月あたりの上限額を定めています。（別表2参照）

また、世帯の全員が住民税非課税である受給者の人は、役場窓口で一部負担金の減額申請をすると、『限度額適用・標準負担額減額認定証』の交付が受けられ、入院時の窓口負担が軽減されます。

なお、1カ月あたりの自己負担限度額を超えた分が申請により高額医療費として支給されます。

入院時の食事代や差額ベッド代（保険適用外）などは対象となりません。

玉城町では、老人医療の高額医療費の申請は、事前に該当となる方に申請勧奨を行っています。

また、一度申請を済ませると、その後の申請は不要になります。

健康管理に努めましょう

老人保健制度をみんなで支え合っていけるようまた健康で豊かな暮らしができるよう、普段から次のようなことに気を付け、一人ひとりが健康管理に努めましょう。

日頃から健康づくりに努めましょう。

通院治療のため、病院などを転々とするようなことはやめましょう。一貫した治療ができず、かえって回復を遅らせることにもなりかねません。

急病でない限り、診療時間内に診てもらいましょう。詳しくは、町生活福祉チームへお問い合わせください。

別表1 玉城町の老人医療費

	12年度	13年度	対比
総医療費	966,651,817円	981,478,400円	101.5%
受給者数	1,908人	1,947人	102.0%
受診件数	35,226件	35,824件	101.7%
1件あたりの医療費	27,441円	27,397円	99.8%
1人あたりの医療費	506,631円	504,098円	99.5%
1人あたりの受診件数	18.5件	18.4件	99.5%

別表2 1カ月あたりの自己負担限度額表

	外来(個人ごと)	入院時または世帯合算の限度額
一定以上所得者	40,200円	72,300円+(医療費-361,500円)×1% (40,200円)
一般	12,000円	40,200円
住民税非課税世帯 低所得者	8,000円	24,600円
低所得者		15,000円

「1%」は一定額を超えた医療費の1%
(40,200円)の額は過去1年間4回以上高額医療費の支給があった場合、4回目以降が40,200円になります。

平成15年度 自衛官募集計画

自衛隊三重地方連絡部伊勢募集事務所 ☎(23)3880

防衛庁では、次のように平成15年度自衛官2等陸士、2等海士および2等空士の募集を計画しています。

2等陸士・海士・空士

男子

隊別	募集期	採用予定人員(人)				合計
		第一次(4~6月)	第二次(7~9月)	第三次(10~12月)	第四次(1~3月)	
陸自		0	400	395	4,505	5,300
海自		0	215	125	800	1,140
空自		0	350	156	800	1,306
計		0	965	676	6,105	7,746
採用時期		7~9月		10~12月	1~4月(平成16年)	
試験時期		受付時に指定				
合格発表		その都度				

女子

募集期	隊別	採用予定人員(人)	試験時期	合格発表	採用時期
8~9月	陸自	500	9月	11月	3~4月 (平成16年)
	海自	80			
	空自	130			
	計	710			

(注) 採用予定人員等は、実行段階において一部変更することがあります。

2等陸士・海士・空士を除くその他の募集計画

区分			採用予定人員(人)	受付期間	試験時期	合格発表	採用時期
幹部	医科 歯科	陸海空	2 1 3	前期 4~5月 後期 10月	前期 5月 後期 11月	前期 9月 後期 2月	前期 10月 後期 3~4月 (平成16年)
		海	4				
幹部候補生	一般	陸海空	88(9) 47(5) 41(5)	4~5月	1次 5月 2次 6月 3次 7~8月 海・空飛行要員のみ	1次 6月 2次 7月 海・空飛行要員のみ 最終 9月	3~4月 (平成16年)
		海	19				
補生	歯科	陸海空	4 2 2	4~5月	1次 5月 2次 6月	1次 6月 最終 9月	3~4月 (平成16年)
		陸海空	8 2 3				
曹	技術	免許	15	5月	7月	9月	10月
		大学等卒	10				4月 (平成16年)
	看護	陸	5	9~10月	11月	1月	4月 (平成16年)
一般曹候補学生		陸海空	400(36) 200(15) 340(34)	8~9月	1次 9月 2次 10月	1次 10月 2次 11月	3~4月 (平成16年)
航空学生		海空	70(若干名) 68(若干名)	8~9月	1次 9月 2次 10月 3次 11~12月	1次 10月 2次 11月 最終 1月	3~4月 (平成16年)
看護学生		陸	70	9~10月	1次 10月 2次 11月	1次 11月 最終 1月	3~4月 (平成16年)

6 ぐらしの 情報

[広域版②]

あなたの写真が町史を彩る！

町総務チーム ☎(58)8200
町教育委員会 ☎(58)8212

玉城の四季 主題に

写真コンテストはじめます

玉城町、玉城町教育委員会では、町制施行50周年記念および玉城町史下巻編さん協賛事業の一環として、写真コンテストをはじめます。

町内で撮影された四季折々の自然をモチーフとしたとっておきの写真を募集します。

募集期間 平成15年12月19日まで。

サイズ LL～4つ切(ワイド4つ可)



同時募集

あなたのお宝写真

昭和30年に誕生した玉城町の歴史を物語る写真を募集します。昔の町並み、田園風景など、懐かしい写真をお貸しください。



いずれも、優れた作品は玉城町史下巻に掲載します。募集要項など詳しくは、次号(7月号)などでお知らせします。

保育サポーター 養成講座参加者募集

小俣町立ゆりかご園内 子育て支援センター
☎(29)0552

子育て中の家族を支援するために、お子さんを預かったり、幼稚園・保育園の送迎をしたりする「保育サポーター養成講座」を開催します。

とき 7月3日(木)、4日(金)
10日(木)、11日(金)

ところ 小俣町立中央公民館2階学習室ほか
(小俣町役場となり)

対象 全講座受講できる人、終了後保育サポーターとして登録できる人。

募集人数 50人

参加料 無料(ただし、登録時保険料として5年分2000円が必要です)

申込先など 住所、氏名、年齢、電話番号を小俣町立ゆりかご園内 子育て支援センターへお申し込みください。(募集は、6月9日から)

その他、詳しくお知りになりたい人は小俣町立ゆりかご園内子育て支援センターへお問い合わせください。



三重県都市マスタープラン(松阪・紀勢圏域)の素案を公表

三重県県土整備部都市基盤チーム
☎059(224)2718

三重県では、三重県都市マスタープラン(松阪・紀勢圏域)の素案の一部を作成しましたので、その内容を公開し広く意見を募集します。

1. 素案の閲覧場所

玉城町産業建設チーム
三重県 県土整備部 都市基盤チームおよび下記ホームページ
各県民局 企画調整部

2. 閲覧期間

6月4日～都市計画決定されるまで

3. 意見募集期間

6月4日～7月2日まで

4. 三重県都市マスタープランに定める主な事項

都市計画の目標
区域区分(線引き)の決定の有無および当該区域区分を定めるときはその方針
土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

詳しくは、三重県 県土整備部都市基盤チーム

☎ 059(224)2718

FAX 059(224)3270

E-mail toshiki@pref.mie.jp

ホームページ

<http://www.pref.mie.jp/toshiki/hp/tokei/index.htm>

土止め支保工作業主任者講習会開催

三重県建設労働組合伊勢支部 ☎(23)6535

三重県建設労働組合伊勢支部では、労働基準局の指定教習機関として、労働安全衛生法に基づく「土止め支保工作業主任者講習会」を開催します。

日程 6月23日(月)24日(火)

午前9時～午後5時

会場 三重県建設労働組合伊勢支部第2会館
(伊勢市一之木4丁目)

受講料 7,500円(テキスト代含む)

受講資格 土止め支保工切りばり、または腹おこしの取り付け取り外し作業3年以上従事経験者
その他詳しくは、三重県建設労働組合伊勢支部へお問い合わせください。

青少年国際交流キャンプ 富士山のふもとでワイドに遊びませんか

(財)国際青少年研修協会 ☎03(3359)8421

日本小型自動車振興会の補助を受け、(財)国際青少年研修協会では青少年国際交流キャンプを開催します。

期間 7月30日(水)～8月3日(日)

場所 山梨県山中湖村営山中湖キャンプ場

対象と定員 小学4年生～中学3年生 220人

内容 富士登山、野外炊飯、ワイドゲーム

申し込み締め切り 7月4日(金) 先着順

このキャンプには障害をお持ちの人も参加いただけます。その他、参加費、説明会など詳しいことは(財)国際青少年研修協会へお問い合わせください。

交通遺児等への育成資金の貸付制度

自動車事故対策センター三重支所
☎059(225)1007

自動車事故対策センターでは、交通遺児等への育成資金の貸し付けを行っています。これは、自動車事故が原因で死亡した方、または重度の後遺障害が残った方の子弟で、0歳から中学生の子どもを対象に、無利子で貸し付ける制度です。一時金15万5000円、月額2万円、入学支度金4万4000円となっていて、返済期間も長く(20年以内)安心して借りられる制度です。

介護料支給のご案内

(平成13年7月より制度が大幅に改正)

自動車事故により、脳、脊髄または胸腹部臓器を損傷し、後遺障害の程度が次に該当する人が対象です。

<支給額>

・常時要介護の人(自賠責の等級認定が1級3号または4号)

介護に要する費用の負担に応じて

月額 58,570円～136,880円

・随時要介護の方(自賠責の等級認定が2級3号または4号)

介護に要する費用の負担に応じて

月額 29,290円～54,000円

*事故にあったのが平成14年4月1日以降の方は、等級認定が変わりました。

詳しくは、自動車事故センター三重支所へお問い合わせください。

6 ぐらしの 情報

[広域版③]



福祉作業所 「たまぐすく」始動

4月22日、玉城村福祉センターにおいて福祉作業所「たまぐすく」の開所式が行われました。

この作業所は障害をもつ人の職業訓練や本人・家族に対する相談など社会参加や福祉向上を促進する目的で、村福祉センターの敷地内に建てられました。

式では初めに作業所前にてテープカットが、引き続き福祉センター内のホールに場所を移して式典が行われました。手をつなぐ親の会の知花昌徳会長は「(福祉作業所の設立は) 障害者の自立と社会参加のため多くのぞまれていた」とあいさつを述べ、会が発足した平成8年からの大きな望みの一つであった作業所設立を喜んでいました。



作業所完成を喜ぶ所員と指導員ら

沖縄県玉城村役場 ☎098(948)7111

チャ・チャ・チャ倶楽部部員募集 ～男女共同参画まちづくり事業～

町総務チーム ☎(58)8200

三重県では住民、各種団体、NPO、企業、自治体のみなさんとの協働で男女が共にいきいき暮らすことができるまちづくり事業を、次のテーマで行います。この事業を一緒に企画し、実践していただける方を募集します。

テーマ

1. 多様なニーズに対応した子育て支援
2. 地域に応じた効果的な意識啓発
3. セクハラ・ドメスティックバイオレンスへの対策
4. その他

募集締め切り 6月27日(金) 消印有効

募集内容 男女共同参画を進める母体となる「チャ・チャ・チャ倶楽部」の部員になり、テーマに沿って地域の中心となって、実際に活動していただく方

応募方法 町総務チームにある申込書に必要事項を記入し、郵送または直接お持ちください。なお、応募状況により選考する場合があります。

チャ・チャ・チャとは、三重県の男女共同参画推進の3本柱、Chance(機会)のチャ・Challenge(挑戦)のチャ・Change(変革)のチャをとったものです。

詳しくは、町総務チームまたは南勢志摩県民局 生活環境部生活労働グループ ☎(27)5119へお問い合わせください。



玉城町役場	☎58-8200
	☎58-4494
総務チーム	☎58-8200
税務住民チーム	☎58-8201
生活福祉チーム	☎58-8203
上下水道チーム	☎58-8207
産業建設チーム	☎58-8205
出納室	☎58-8210
議事事務局	☎58-8211
教育委員会(村山龍平記念館)	☎58-8212
青少年電話相談	☎58-4108
病院老健チーム	
玉城病院	☎58-3039
介護老人保健施設ケアハイツ玉城	
・介護老人保健施設	☎58-3770
・訪問看護ステーション	☎58-8117
・訪問介護	☎58-8117
・在宅介護支援センター	☎58-8822
・居宅介護支援事業所	☎58-8822
保健福祉会館	☎58-8000
社会福祉協議会	
社会福祉協議会	☎58-6915
在宅介護支援センター	☎58-8181
居宅介護支援事業所	☎58-6915
夢工房たまき	☎58-7696
中央公民館	☎58-6331
青少年相談センター	☎58-4108
アスパア玉城	
玉城ふれあいの館	☎58-8800
ふるさと味工房	☎58-8686
さくら児童館	☎58-8527

休日・夜間当直室
58-8213

人の動き(平成15年5月1日現在)
 人口 14,875人(+23人)
 男 7,233人(+13人)
 女 7,642人(+10人)
 世帯数 世帯(+24世帯)
 ()は4月1日以降の増減

今月の表紙



五月晴れの下で田植えを体験した児童は、楽しそうに疲れ知らず。泥の塗りあいに興じていました。



広報たまき
 第362号 平成15年6月号
 編集：広報たまき編集委員会
 発行：玉城町役場総務チーム
 〒519-0495 三重県度会郡玉城町田丸114-2
 TEL 0596-58-8200 FAX 0596-58-4494
 Home Page <http://www.town.tamaki.mie.jp>
 e-mail info@town.tamaki.mie.jp

広報たまきは再生紙を利用しています

いきいきほろのネットワーク

いきいきクラブ

6月2(月)・16(月)・30(月)
 7月14(月)
 時間 午前10時～11時30分
 場所 町保健福祉会館 健康相談室
 対象 60歳以上の人(若い方も歓迎します)
 内容 指体操、簡単なストレッチ体操など

3歳児健康診査

6月11(水)
 受付時間 午後1時～1時20分
 場所 町保健福祉会館
 対象 平成11年12月1日～平成12年1月31日生まれのお子さん
 または前回未受診の人
 *該当児には個人通知いたします。

行政・心配ごと相談

6月16(月)・7月1(火)・15(火)
 時間 午前10時～午後3時
 場所 町保健福祉会館
 相談員 行政相談員および民生委員
 お問い合わせは 町社会福祉協議会へ

結核・肺がん検診

6月19(木)・20(金)・23(月)～25(水)
 上記期間内に町内を巡回検診いたします。
 詳細は挟み込みのチラシをご覧ください。
 料金 100円(喀痰検査を希望される方は、500円)
 40歳以上の方にハガキをお送りしますので、裏面の問診票を記入の上ご持参ください。

乳幼児相談

6月26(木)
 時間 午前10時～午後3時
 場所 町保健福祉会館
 対象 生後2カ月～3歳までのお子さん
 内容 身体計測、離乳食(栄養)や子育て全般に関する相談
 *母子健康手帳をお持ちください。

町税など納期のお知らせ

町税などの納期は、期限を守って必ず納めてください。
 納期は次のとおりです。
町県民税(第1期).....6月30(月)
 お問い合わせは、町税務住民チームへ
国民健康保険料(第3期)...6月30(月)
 お問い合わせは、町生活福祉チームへ

たまきっこくらぶ

7月1(火)
 時間 午前10時～11時30分
 場所 さくら児童館
 対象 保育所入所までのお子さんとその保護者
 内容 七夕飾り作り

青少年電話相談

毎週 月・木曜日
 時間 午前10時～午後3時
 ☎58-4108 お問い合わせは、町教育委員会へ